

第2期小学生の放課後施策推進協議会 報告書

～夢や希望にあふれる子ども、武蔵野市を愛する子ども、地域としっかりと

つながる子ども、たくましくしなやかな子どもを育むために～

平成 26 年 10 月

武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会

目次

はじめに	1
I 武蔵野市の子ども放課後施策を巡る現状	2
II 武蔵野市の子どもがよりよく育つために	2
1 武蔵野市の小学生のこれから	2
2 武蔵野市の小学生のためにどんな放課後が必要か	3
3 新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して	3
III 新しい子ども施設のあり方	4
1 これからの武蔵野市の子ども放課後と居場所づくり	4
2 新しい子ども施設の機能	4
3 新しい子ども施設の活動内容	4
4 標準的な事業	6
5 新しい子ども施設の職員	9
6 新しい子ども施設の運営	10
おわりに	15
<参考資料>	
1 武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会設置要綱	16
2 第2期武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会審議経過	18
3 第2期武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会委員名簿	20

はじめに

武蔵野市では、小学生の放課後施策の一環として、地域社会全体で子育てを支えるという考えに基づき、全児童対策の視点で子どもの健全育成を図る「地域子ども館事業（あそべえ）」を平成 17 年度から市立小学校全 12 校で実施している。また、放課後に保護者の適切な監護を受けられない児童の安全確保と健全な育成を図る「学童クラブ事業」を昭和 59 年から市立小学校全 12 校で実施している。

国の小学生の放課後対策として、子どもが犠牲となる犯罪の多発や子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成 19 年度に、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を連携して実施する「放課後子どもプラン」が創設された。平成 26 年 7 月には、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」が策定された。

また、平成 27 年 4 月の本格施行を予定している「子ども・子育て支援新制度」において、放課後児童クラブは、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられており、新制度への対応が必要とされている。

平成 22 年 2 月に策定された第三次子どもプラン武蔵野に基づき、武蔵野市における小学生の放課後施策の今後のあり方を検討するために、平成 22 年 7 月に「小学生の放課後施策推進協議会」が設置された。平成 22 年 7 月から平成 24 年 5 月まで計 15 回開催された第 1 期協議会では、第三次子どもプランにおける重点的取組として掲げられた「地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進と運営主体の一体化についての研究」及び桜堤児童館の役割を全市的に展開する「西部地域の子育て支援施設の再編」を踏まえながら、武蔵野市の「地域子ども館事業」、「学童クラブ事業」等小学生の放課後施策について、包括的な事業のあり方から今後の大きな方向性について議論を行った。

そして、第 2 期協議会（平成 24 年 11 月～26 年 10 月）では、平成 24 年に策定された武蔵野市第五期長期計画（平成 24 年度～33 年度）の「子育て支援実施体制の整備」として、『地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら子ども協会への委託化を図る。また両事業の特色を踏まえながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのより効果的な運営のあり方についても引き続き検討していく。』とのことを受け、第 1 期協議会報告書で提示された「地域子ども館事業」、「学童クラブ事業」、「児童館事業」を中心に、小学生の放課後施策の詳細なあり方について更なる議論を行った。本報告書はその成果として「新しい子ども施設」のあり方を提案するものである。

I 武蔵野市の子ども放課後施策を巡る現状

現代の子どもたちは、時間、空間、仲間といった「三間」が減少し、遊びを通じた多様な体験をする機会が減少していると言われて久しい。また、就労形態や家族のあり方についての考え方の多様化から、放課後の時間に、家庭での監護に欠ける子どもたちも増えている。

こうした中、武蔵野市では、始業前の時間や、放課後、土曜日・日曜日の時間に、子どもたちが自由に来所し、多様な遊びを自由に行うことを支える、地域住民の参画、主体的運営による「地域子ども館あそべえ」が、この種の施設としては全国に先駆けて設置され、安全・安心で遊びを通じた多様な体験を子どもたちにもたらしてきた。また、家庭での監護に欠ける子どもたちには、「学童クラブ」が子どもたちの家庭に帰る前に集団で過ごす居場所として設置され、子どもの放課後を支えてきた。さらに児童館も連携して、子どもたちの安全・安心な居場所づくりが行われてきた。また、子どもたちが自分たちの責任のもと、自由な発想で遊び、作り上げていく遊び場である「プレーパーク」を、子どもの感性や生きる力を磨くこと、子どもを通じた地域コミュニティの活性化を促すことを目的として実施している。こうした放課後施策は、元気にすくすくと育つ武蔵野市の子どもたちの現状を見ても、高く評価される成果を挙げている。

一方で、障害のある子どもたちや特別な支援を要する子どもたちへの配慮や、家庭と地域や子どもと地域の関係の希薄化、子どもたちの安全・安心の確保と自由な活動の保障とのバランスの崩れ、子どもたちの多忙化、外遊びの減少に伴う体力の低下、同学年の子どもが別々の場所で放課後を過ごすことの固定化、地域からの参画住民の固定化、一時預かり機能のニーズの高まりなど、現代的な課題も散見されるようになってきた。これらの点からすれば、これまでの武蔵野市の放課後施策の成果を踏まえつつ、さらにステップアップした新たな施策に取り組む必要がある。

II 武蔵野市の子どもがよりよく育つために

1 武蔵野市の小学生のこれから

すべての子どもたちが夢や希望にあふれ、情報化や国際化が進む変化の激しいこれからの社会を支えるとともに、一方では武蔵野市に愛着を持ち、家庭や学校のみならず、地域の絆や縁をも育みながら、すくすくと育ててほしい。これらは多くの大人が子どもに寄せる思いの一端であろう。たくましくしなやかに生きる力は、放課後の時間が、まずはどの子どもにとっても安全・安心な居場所であるとともに、家庭や学校とはまた異なった「第三の空間」として、地域の人々や異年齢、あるいは新しい子ども集団との出会いの場となり、遊びや学びを主体的に行うことによって、多様な価値観に触れるような場となってこそ育つものである。このような充実した放課後の時間の中で、同時にいろいろなものに興味を持ち、挑戦する心や、他人の気持ちを汲み取ること、社会性、地域の人と関わりを持つこと、自分で考え行動できることなどが身に付くのではないかと思われる。また、放課後の時間、遊び等を通じて身体を動かすことで、より健康となり体力も増進するものである。このような子どもの環境づくりに向けて、武蔵野の放課後の施策はさらに発展する必要がある。

2 武蔵野市の小学生のためにどんな放課後が必要か

これまでの武蔵野市の放課後施策の成果、並びに各事業における課題と方向性、さらには、これからの社会を生きる武蔵野の小学生たちの状況を踏まえると、子どもたちにとってのよりよい放課後のあり方を考えるときに、以下のような点が課題として浮かび上がる場所である。

- (1) 主体性を育んだり、自尊感情をより高めたり、体力を高めるためにも、「自由に、縛られずに、ゆっくり、のんびり」遊んだり学んだりほっとできる子どもの居場所がこれからも必要である。そのため、プレーパーク事業との連携・協働も重要な課題となってくる。他方では、安全・安心の確保や、一時預かりを含む学童クラブ事業の質量両面からの充実を図り、子どもを十分に監護する体制が整えられなければならない。
- (2) 障害のある子どもや特別な支援を要する子どもへの対応等、保護者への相談支援機能を充実させることが大きな課題になってきている。また、保護者だけでなく、子ども自身が悩みを相談できることも必要である。
- (3) 放課後施策の大きな2つの柱である、地域子ども館と学童クラブは、連携・関連し合いながらもそれぞれに独自の機能や役割を持つものである。ところが、子どもの放課後が、子どもの家庭環境によって2つの空間に二分化されてしまうきらいが生じている。それぞれの機能や役割を担保しつつ、子どもたちの放課後をともに創り出す事業としてより密接な連携が必要とされている。
- (4) 親の価値観が多様化し、子どもの放課後を支える事業への期待が拡散するとともに、参画や協力においても、協働化しにくい状況も生まれている。しかし、子どもたちにとっては、いろいろな大人や異年齢を含むいろいろな友達と関わり、協力し合って遊んだり学んだりすることは、大変重要な経験である。一方で、それを支えたり、そのことを通じて育っていく地域コミュニティのあり方も同時に問われている。この点から、結果として放課後施策は、同時にコミュニティの再構築に繋がる面をより積極的に担っていくものである。
- (5) 学校、地域子ども館、学童クラブの各活動では、責任主体の所在やそのあり方について違いがある。連携や協働を考えるにあたり、そうした問題についての整理が必要となっている。
- (6) 保護者と地域の役割として、子どもに寄り添い、子どもの成長の側面支援を行うこと、子どもたちに多様な価値観を示すこと、子どもの自主性を引き出すことなどが求められる。

3 新しい武蔵野方式による放課後施策の創造を目指して

理想的な放課後の実現のためには、子どもたちがのんびり、ゆったり、楽しく過ごし、主体的に活動できるとともに、遊びの提供、子どもや親に対する相談支援機能の強化等、様々な機能の充実を図ることが望まれる。そのため、親、地域住民・関係機関、新しい子ども施設の職員（学童クラブ職員含む）が、自由で楽しく豊かで創造的な遊びと放課後生活を保障し、子どもを見守り、子どもの意見を傾聴し、子どもに多様な価値観に出会わせ、子どもが主体的に成長することを支援していく必要がある。また、こうした取り組みを通じて地域コミュニティの醸成を図るものである。

このため、新たな総合的・地域子ども施設として、学童クラブ事業との連携を一層推進するとともに、児童館で担ってきた遊びの提供や専門的な相談支援といった機能についても、この施設に移管し、小学生を対象とする児童館機能を全市的に展開することによって機能充実を目指す。また、児童厚生員の巡回により小学生の放課後の施策の質及びサービス内

容の向上を図ることも必要である。

Ⅲ 新しい子ども施設のあり方

1 これからの武蔵野市の子ども放課後と居場所づくり(理想的な放課後の居場所となるために)

これからの武蔵野市の子ども放課後施策においては、前章の課題を踏まえた子どもの居場所づくりやそのための環境整備を、新しい子ども施設の事業として進めていく必要がある。この際に、新しい課題を解決するためのポイントとして、各事業の育成理念・方針や、より密接な連携のあり方、スタッフの質の向上と充実、地域住民参画の促進、施設の選択と集中、などが求められる。このような方向性をより具体化すると、理想的な放課後の居場所は、以下のような点を兼ね備えた施設である。

- (1) 子どもたちが、思い切り遊べ、ほっと安心できる安全な場
- (2) 遊びの中で、子どもの成長を支える場、体力向上ができる場、情緒の安定が図られる場
- (3) 地域も含めた大人の見守りの中で、子どもの変化を感じ取り、必要な相談や支援(ケア)を行う場
- (4) 自分で判断し、自分で責任が取れる自由な場(役割を負って活動できる。大人は子どもを信頼し見守る。ただし、低学年の児童には、成長に見合った必要な声掛けを行う。)
- (5) 選択できる居場所、保護者の就労によらない同じ成長期にある子どもの居場所、保護者が昼間家庭にいない子どもも居場所と思える場
- (6) 学校と家庭の中間に位置するクッション的な場、学年を超えた交流ができる場
- (7) 他の子どもや地域との繋がりのきっかけとなる場、地域や関係機関との連携を促進する場

2 新しい子ども施設の機能

武蔵野市の新しい子ども施設が、理想的な小学生の放課後の居場所としての目的を達成するために、次のような機能を兼ね備える。

- (1) 遊びや活動促進機能
- (2) 子どもにとって安全・安心な居場所機能
- (3) 子どもや子育てのための相談支援機能
- (4) 子どものための地域づくり機能
- (5) 子どもや子育ての地域課題発見・活動企画機能

上記の内容は、それぞれ別個のものとして実現するのではなく、相互に関連して、また実施場所である学校とも連携しながら、展開を図っていくべきものである。

3 新しい子ども施設の活動内容

新しい子ども施設は、上記に掲げた機能を発揮して次のような活動を展開する。

- (1) 遊びの中で子どもを育成する。

新しい子ども施設の核となる活動は、「遊びの中で子どもを育成する」ことである。「遊び」を単なる手段として捉えるのではなく、目的として捉え、そうした時間の中で子どもが育っていくことが重要である。子どもたちの放課後の時間には、どの子ど

もたちにとっても、学校での時間とは別に、自発的で、主体的で、創造的で、それだけでルールを自ら守り、努力を必要とする「遊び」が大切な活動である。しかし、現在の子どもたちは、この大切な「遊び」が生活の中に保障されていないことも多くなっている。子どもたちが「遊び」を通して様々な新しい世界に出会っているとすれば、実は「学ぶ」ということも、本来は「遊び」の一部でしかない。

遊びに際しては、大人は、子どもに寄り添い、子どもの成長の側面支援を行うとともに、子どもたちが多様な価値観を理解することや、遊びの中で、子どもの自主性、社会性、創造性を引きだすことが大切である。とりわけ、体力、免疫力、情緒の安定、知的好奇心、非認知的能力（創造性、忍耐力、社会性、情動的発達、思いやりなど）などを高めるためには、プレーパークなどの屋外遊びの体験は極めて重要である。

また、障害や発達上のつまずきがある子どももともに遊び、発達が支援されるよう配慮することが必要である。

- (2) 子どもの居場所になるとともに、子どもの生活を支援する。

「遊びの中で子どもを育成する」活動は、子どもの日々の生活に寄り添うものであり、活動を通じて子どもの安全と情緒の安定に資する居場所や、子どもたちがそれぞれ思い思いに過ごすことができる自由な遊び環境を整えることが求められる。居場所における、子どもの様子から、子どもの人間関係や家庭や地域における生活状況が見えてくる。

その特性を生かし、新しい子ども施設には、子どもの友達関係や家庭環境の調整も含め、子どもの生活を援助する機能が期待される。それらを通じて問題の発生を予防し、問題が発生した際には、家庭や学校、関係機関と連携して子どもがそれを乗り越える手助けをすることが求められる。

新しい子ども施設は、子どもの地域における放課後の遊び及び生活を支援する活動を通じて、包括的に地域の小学生の放課後施策を担うものである。そのため、当該施設の機能として、全児童を対象とする地域子ども館機能と放課後に保護者の適切な監護を受けられない児童を対象とする学童クラブ機能の二つの機能を有するものとする。学童クラブ機能については、全児童を対象とする機能とは異なっているが、全児童を対象とする地域子ども館機能は、学童クラブ機能をも支えるものであり、当然ながら学童クラブ機能の在籍児も含むものである。従って、新しい子ども施設における地域子ども館機能と学童クラブ機能は、当該施設の機能の両輪として、より連携を進め、運営を行うものである。

- (3) 子どもや子育て中の保護者に対して相談支援する。

子どもは遊びや友達関係から大きな影響を受けて発達する。子どもたちへの遊びや友達関係を通じた相談支援が必要となる。

また、保護者は発達課題や友達関係等で悩みを抱えることが少なくない。保護者に対しても、その悩みや困難を相談できるような子育て支援機能が求められる。

- (4) 地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める。

「遊びの中で子どもを育成する」ためには、子ども、そして保護者と手を携えることが必要であり、同時に地域の様々な資源とネットワークを広げておかないと十分な効果は得られない。地域には、地域の子どもの育成に協力したいという意志を持つ人が多数存在する。また、子どもの健全育成を目的とする青少協等の組織やPTA、コミュニティ協議会等の組織・団体が存在している。

新しい子ども施設は、地域の子育てにかかわる多様な資源と繋がることで、地域に開かれ、また、地域自体の子育ての考え方が反映された運営が可能となる。これらの

人々や地域資源を繋ぐ結び目の一つとしての役割を果たすことが期待される。

- (5) 子どもや子育てに関する地域課題発見と課題解決のための事業の企画・実施を行う。
子どもや子育て支援の課題は地域によって異なる。全市共通の事業とともに、地域の子どもや保護者の生活課題に即応したきめ細やかな支援や活動を企画運営していくことも望まれる。その際、新しい子ども施設だけでの取り組みにとどまらず、保護者や地域住民とともに取り組むことが肝要となる。

4 標準的な事業

(1) 遊びや活動促進事業

新しい子ども施設では、子どもたちがそれぞれ思い思いに過ごすことができる自由な遊び環境を整える。地域の子どもたちが自由に来館し、校庭や体育館、遊具等で自由に遊んだり、図書室で本を読んだり、子ども施設のスタッフとおしゃべりや相談ができる場とする。

(2) 屋外活動促進事業

屋内遊びとともに子どもの遊びに必要不可欠な屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用して子どもが望む遊びができようように整備する。また、学校での屋外遊びを更に充実させるために、境冒険遊び場公園（プレーパーク）で実践している遊びに関するノウハウを取り入れて活用したり、公園を利用した事業に取り組んだりすること等を目指す。

(3) 子どもにとって安全・安心な居場所づくり事業

新しい子ども施設は、子どもたちの安全・安心が保障され、体や心を休めることもでき、友達や職員から自分の存在を認められ、所属感を持つことができる子ども自らの居場所として機能することが期待される。

(4) 学童クラブ事業

学童クラブ事業を利用する子どもたちにとっては、遊びや活動の促進などとともに、安全・安心な居場所づくりと、生活の場の保障等がとりわけ重要となる。なお、協議会の議論の中で学童クラブという名称が一般にわかりにくいことから、学童保育の呼称使用の提案があった。しかし「保育」とは一般に乳幼児へのケアを指すことから、小学生のケアをイメージできないばかりか、小学生の発達段階を踏まえないケアを促進してしまう危惧もあることから協議会全体の結論とはならなかった。よりわかりやすい名称の検討が望まれる。

(ア) 児童が安全に過ごせる場所の提供

- ① 施設や遊具の点検整備を行う。
- ② 出欠席、登所、退所等についての報告は保護者から直接受け、児童の所在を把握する。
- ③ 日常の児童の心身の状況を把握し、健康管理を図るとともに、衛生的な習慣が身に付くよう支援する。
- ④ 学童クラブでの生活や行き帰りの安全指導を行い、事故や緊急時には的確な対応がとれるよう定期的に訓練を行う。
- ⑤ 学童クラブでの様々な活動を通じて、自己及び他の児童の危険と安全に対する判断力が養われるよう配慮する。

(イ) 児童が安心して過ごせる環境づくり

- ① 放課後及び学校休業日の生活の場として、一人ひとりの児童が尊重され、安心してのびのびと過ごせる場となるよう配慮する。

- ② 児童の発達状況、家庭状況、学校での生活等を把握し、児童一人ひとりの心を理解するよう努める。
- ③ 児童の日常の様子を把握し、友達関係や行動など、気になることが見られた場合には、その理由や児童の気持ちをくみ取るとともに、保護者と連携を密にし、適切な対応を図る。
- ④ 学童クラブでの育成中の事故、病気、怪我や児童同士のけんかなどのトラブルが生じた場合には、関係する児童の保護者へ連絡するとともに、状況に応じて保護者や関係機関と連携協力することにより迅速な解決を図る。
- ⑤ 選択可能な居場所として学童クラブ以外の空間も活用できるようにする。

(ウ) 児童の健やかな成長の支援

- ① あいさつや自分のことは自分で行うなどの基本的な生活習慣が身に付き、自立につながるよう支援する。また、学童クラブの決まりやルール、遊び等に児童の意見を反映させ、考える力が養われるよう支援する。
- ② 補食となるおやつについては、食物アレルギーを持つ児童への配慮など安全面や衛生面、栄養・食育対策に留意するとともに、その時間をみんなで楽しむように配慮する。
- ③ 遊びや各種活動を通して自主性、社会性、創造性、協調性が育つよう支援する。自由遊びにおいては、一人ひとりの力や意欲が引き出せるよう支援する。集団遊びにおいては、異年齢で、また大勢で遊ぶ楽しさを共有でき、良い仲間関係が築けるよう支援する。
- ④ 新しい子ども施設やコミュニティセンター等地域の行事に参加するとともに、市内の各館を巡回する児童厚生員による支援を得て、より豊かな放課後生活が保障されるよう努める。

(5) 放課後児童ケア事業

新しい子ども施設では、様々な児童の放課後の過ごし方についてのニーズへの対応が求められている。高学年支援事業（4年～6年生）の実施については、夏休み等長期休みの期間の利用希望や、放課後一度家に帰らない直接の利用（ランドセル来館）、事故や体調不良など突発的なできごとに対する対応など、多様なニーズを踏まえ支援のあり方について検討する必要がある。

また、学童クラブ事業での一定期間、就労あるいは突発的な介護等により、児童の監護に欠ける場合の受け皿としての一時預かり機能の新設についても上記と合わせて検討する必要がある。

(6) 子どもや子育てのための相談支援事業

新しい子ども施設での相談支援の基本は、子どもや家庭が生き生きと地域生活を継続できるよう情報提供も含めた増進的・予防的相談支援を行うことが肝要となる。

子どもの遊びを通じた中で、子どもや保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて子ども家庭支援センターなど市の担当部署や専門機関に通告や連携を行う。また、各施設を巡回する児童厚生員が各施設の職員に配慮の必要な児童や保護者への対応について助言することによって、各施設の相談機能を強化する。

(7) 子どものための地域づくり事業

子どものための地域活動を促進し、新しい子ども施設での住民参加による事業を実施するにあたって、地域住民との協働は必要不可欠である。現在は企画運営会議がその役割を担っているが、事業や活動の協議や企画を行う合議体としての役割と、イベ

ント等を開催する実施体としての役割が混在しているため、参加する委員の負担感が大きく、参加住民が固定化する傾向にあるとも言われている。そのため、本来の協議・協力機関としての性格を再確認し、担うべき役割を整理した上で、企画運営会議の役割を二つに整理する。

つまり、新しい子ども施設の事業や活動を企画・検討するための合議体と、実際の事業を担う実施主体の二つに分け、前者を運営協議会（仮称）と称し、後者は地域のボランティアとして新しい子ども施設の事業をともに担っていくことを提案する。

（ア） 運営協議会（仮称）

① 運営協議会（仮称）の設置

地域の子どもたちを遊びの中で支援する、新しい子ども施設の事業・活動の企画や評価に、地域住民や子ども関係機関・団体が参加・参画し、地域社会全体で協力・協働することを目的として運営協議会（仮称）を設置する。

② 運営協議会（仮称）の役割

下記事項の報告を受け、新しい子ども施設の活動・事業の協議や評価を行う。

- ・子ども施設の運営方針
- ・年間事業計画及び予算
- ・事業報告及び決算

事業計画や予算の策定、イベントの実施主体、各種委員会の運営は、新しい子ども施設の職員が担う。

③ 運営協議会（仮称）への参加

地域住民は、運営協議会（仮称）を通じて新しい子ども施設に参加し関わりを深める。地域住民の参加者が継続的に参加するために、運営協議会（仮称）は参加者が負担感を感じず、楽しみながら活動できる場となることが望ましい。

また、学童クラブ事業でも職員や保護者の運営協議会（仮称）への参加などを通して地域の人たちと広く交流を図り、学童クラブを理解してもらうとともに、地域の協力を得てともに連携して子どもを見守ることができるよう努める。

（イ） 新しい子ども施設とボランティア

① 子どもに関わる地域ボランティア活動支援

それぞれの地域において、子ども関係の活動に深く携わっているキーパーソンを紹介したり、後援したりするなど、地域の子どもの関係のボランティア活動を支援することで、地域での子どものための活動を促進し、もって子どもたちの成育を保障するという視点を、新しい子ども施設は持つ必要がある。つまり、施設の運営への協力者としてではなく、地域の子どもの成育支援をする仲間として、また地域の子どもたちへの支援を担う主体者として、地域ボランティアを位置づける必要がある。

② ボランティアとの協働

子どもたちの放課後の遊び、活動そして経験をより豊かにするためには、新しい子ども施設の職員の力だけでなく、多様なボランティアとの協働による運営を行うことが求められる。

また、保護者は子どもたちにとって一番身近な地域の大人であり、積極的な参加が望まれる。施設と利用する子どもの家庭との相互理解が深まり、好影響を与えることも期待できる。

③ 児童・青少年によるボランティア活動

現在、地域子ども館事業では、子ども委員会等により子どもが事業の運営に

参加する機会を設ける仕組みが取り入れられている。新しい子ども施設においては、こうした子ども主体の施設運営が一層発展していくことが求められる。子ども委員会だけでなく、様々な行事や活動を子どもたちが企画し、主体になるための多様な取り組みが必要である。

また、年長児童や施設の利用経験のある中学生・高校生の社会参加の場としての位置づけも期待される。小学生に年齢に近い中高生が事業に参加することで、小学生の遊びや活動が活性化され、中高生の成長にも意義ある機会となるとともに、子どもたちの異年齢交流の活性化も促される。

(ウ) 関係機関との連携

新しい子ども施設では、運営協議会（仮称）を通じて地域社会の子どもに関する福祉機関、教育機関、文化機関、地域団体との連携を密にし、それぞれをつなげる役割が求められる。また、若者・保護者世代・お年寄りをも含めた、地域社会の様々な人々とお互いの力を貸し借りする機会をコーディネートすることが重要である。

(8) 子どもや子育ての地域課題発見・活動企画事業

地域によって求められる市民のニーズは異なっている。従って、全市的に画一的な事業を展開するのではなく、各地域のニーズを正確に把握し、地域色を生かした事業を実施する必要がある。そこで、新しい子ども施設では、子どもや親への相談支援や運営協議会（仮称）での協議を通して地域の課題を発見し、地域ニーズに応じた事業を企画・運営する。

5 新しい子ども施設の職員

(1) 職員の責務

新しい子ども施設の職員は遊びを促進し遊びを通じた成育支援を行う専門職員（プレイワーカー）として次に掲げる責務を有する。

(ア) 子どもたちの放課後の生活を遊びを通して楽しく豊かにする。

(イ) 子どもたちの状況やその背景の実態を把握する。

(ウ) 子どもたちの遊びを援助するとともに、遊びや生活に寄り添った活動を通じて、子ども一人ひとりの自主性、創造性、社会性の成長を支援する。特に学童クラブ事業では、クラブでの育成を通じて基本的な生活習慣の確立に向けた指導も行う。

(エ) 発達や家庭環境面などで特に援助が必要な子どもへの支援を行う。

(オ) 地域の子どもの関する活動や、子育て支援の取組と協力して、地域における遊び・生活を豊かにする。

(カ) 職務を遂行し、その内容を改善するために記録をとる。地域子ども館事業では、毎日実施報告書を作成し、職員間で事業の実施報告や課題を共有する。学童クラブ事業では、児童の育成状況を日誌に記録し、指導員の共通認識の下に継続した育成に努める。

(キ) 児童の健康管理、安全、情緒の安定を確保する。地域子ども館事業と学童クラブ事業双方について、その事業内容を理解し、連携・協力して業務にあたる。

(ク) 子どもたちの人権を尊重して勤務する。学童クラブ事業では、児童一人ひとりの状況に配慮して年間指導計画を作成し、運営目標に沿って実施することにより、児童の健全な育成に努める。

(ケ) 保護者との十分な対話により、信頼関係を構築する。学童クラブ事業では、毎日連絡帳で保護者と児童の状況について情報交換を行う。児童や保護者の個人情報に

ついて、その保護に努め適正な管理を行う。

(コ) 学校との情報交換を定期的に行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し児童の健全な育成を図る。

(2) 職員の任用資格

新しい子ども施設の職員は、プレイワーカーとして児童の遊びを指導する者の資格(教員資格・保育士・社会福祉士など)を有していなければならない。

(3) 職員体制

学童クラブ事業の指導員(職員)の配置は、児童 20 人を基準に在籍する児童数に応じて配置することとし、1 学童クラブにつき 2 人以上の配置が必要である。なお、本協議会の検討の中では正職員 2 人以上の配置を強く希望する意見もあった。

障害児に対しては障害の状況に柔軟に対応するとともに職員体制を一層強化するなど、各クラブが円滑な育成を行えるよう、適正な人員配置を行う。

地域子ども館と学童クラブの両事業を利用する児童の育成を効果的に行うために臨時職員については地域子ども館事業と学童クラブ事業の共通化を目指す。

各施設では、地域子ども館事業及び学童クラブ事業の職員が定期的に行合せを行う等、日常的に情報の共有を行い、緊密に連携して業務を行う。市内の各館を巡回する児童厚生員を地域毎に配置し、児童・保護者・職員への支援の充実を図るなど職員(スタッフ等を含む。)に対して児童対応力や専門性を向上させるために、専門的見地からの日常的な支援が可能な体制を構築する。

なお、職員の身分については、新しい子ども施設において、スタッフの質の向上と充実を目指すことや、スキルのあるノウハウを持った職員の定着化を図る必要があることなどから、委託化のタイミングに向けて、正規職員化の検討を進めることが期待される。

(4) 職場倫理

子ども施設における職員の言動は、子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって職員は、仕事を進める上で倫理を自覚して、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。

また、職員は、子どもやその保護者との関係を通じて、様々な個人情報を把握する立場であることを自覚し、個人情報の保護に努める。ただし、必要な場合は、関係機関等と連携をとり、適切な対応をする。

(5) 職員研修

新しい子ども施設の職員の資質を向上させるためには、計画的に研修を実施することが必要である。事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、職員の資質の向上を図るよう努めなければならない。職員は、幅広い知識や専門性を身に付けるため、研修に参加するとともに、自己啓発に努める。

なお、とりわけ学童クラブ職員は、平成 26 年度以降放課後児童支援員にかかる都道府県の認定研修の速やかな受講を行うこととする。

6 新しい子ども施設の運営

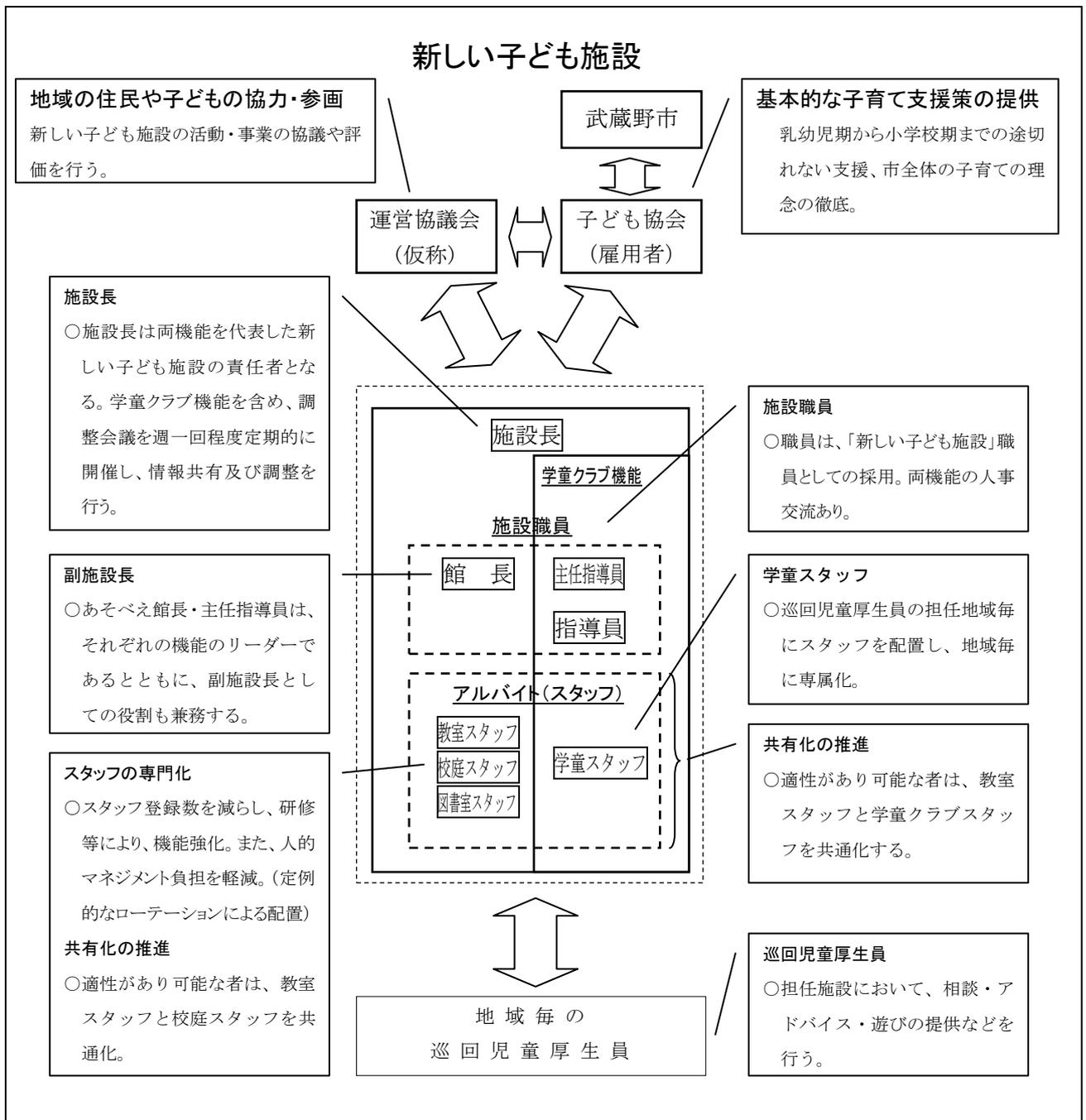
(1) 新しい子ども施設の役割のイメージ

前述の新しい子ども施設の機能、活動内容にあるような機能強化の検討を踏まえ、地域子ども館、学童クラブ、児童館という子ども施設の更なる機能充実のために、機能や人員を、下記「運営体制のイメージ図」にあるように連携強化することにより、新たな子どもの遊び場、居場所としての機能充実を図る。

また、既存の地域子ども館機能及び学童クラブ機能は、放課後の小学生の居場所として、事業目的は異なりながらも、共通の機能を多く有している。両事業の運営主体の一体化による事業実施にあたっては、共通の核となる機能について両事業が連携・協力することにより、機能充実を果たすものである。

核となる機能充実にあたっては、多様な遊びの充実とともに、障害児等の受入れ、児童や保護者の相談といった相談支援機能等の向上を目指す。また、中長期的には、子ども施設が保護者や子どもに関わろうとする市民の地域参加のきっかけとなり、地域活動を応援する機能や（地域特性を踏まえた）子どもたちの課題に対して取組を行う機能を備えた施設となることも目指していく。このことを果たすための手段として、運営主体の一体化を行う。

<運営体制のイメージ図>



(2) 対象児童

新しい子ども施設の対象となるものは、すべての当該小学校区に居住する小学生とする。新しい子ども施設を利用するためには、事前登録が必要である。ただし、この事前登録が子どもたちの利用を抑制することの無いよう特別の配慮が必要である。なお、学童クラブ事業を利用するものは別途入会申請を行い、承認を受けなければならない。新しい子ども施設の自由利用事業部分は、全児童を対象とするが、学童クラブ事業については、保護者が就労、疾病その他やむを得ない事情により昼間家庭にいないため、授業の終了後に家庭において保護者の適切な監護を受けられない児童で、小学校1年生から3年生までの児童（障害児は4年生まで）を当面の間を対象とする。

学童クラブ事業の小学生全学年への対象年齢の拡大については、支援に係る希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定することで必要な者が支援を受けられるよう整備に努める。なお、障害児の小学校6年生までの受け入れについては、施設自体の見直しや改善、障害児以外との入所時の優先順位、学童クラブ内での集団の作り方等の課題も踏まえながら、人数枠の有無の検討も含めて、段階的にその対象を広げていくことを目指す。

学童クラブ事業における児童の集団の規模は、指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ児童自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、40名程度が望ましい。

(3) 施設・設備について

学校施設を活用する中で、子どもが過ごしやすく、遊びやすい環境づくりに努める。室内において遊ぶことができる空間を確保するとともに、屋外遊びを豊かにするため、校庭・体育館の利用に不便が生じないように確保する。子どもにとって快適な遊びの環境を維持するために、事業への参加人数の増減に合わせて、学校と連携して場所の確保に努める。

学童クラブ事業については、児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用スペースを設けるとともに、支援の提供に必要な設備及び備品等を備える。児童の安全を確保するとともに、児童が過ごしやすい環境づくり、遊びやすい環境づくりに努める。また、指導員が安心して育成に取り組めるよう、施設については、定期的に点検し、必要に応じて整備又は改修を行う。育成に必要な専用スペースの面積については、児童1人当たり1.65㎡以上とし、施設の新規設置にあたっては、可能な限り専用スペースの面積を児童1人当たり2㎡確保する。

(4) 開館日と開館時間

新しい子ども施設の開館日・開館時間は、対象となる子どもが利用しやすいよう、当該学区の市立小学校の開館時間等を踏まえ設定する。休館日は、これまで通り日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。（地域子ども館事業の校庭開放は日曜日の実施もある。）

学童クラブ事業の開所時間は、学期中の平日は授業終了後から午後6時まで、長期休業期間中の平日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日は、午前9時から午後6時までとする。開所日数については、原則として日曜、祝日、年末年始を除く年間250日以上開所するものとする。

本協議会での議論の中では、長期休業中の開所時間を、日常の子どもの生活リズム、保護者の出勤時間等も踏まえ、現行より早くする希望も強く出ていたことを付記しておく。また、閉所時間の延長、一時預かり機能に対する要望の高まりなどもあることから、子どもの生活リズム、安全性、気持ちも含めた総合的な観点を踏まえ、各学校

の置かれた施設環境や人的な措置（職員体制）等について、実施の有無も含め検討を進める。

新しい子ども施設の自由利用部分の開所時間は、学期中の平日は、教室開放が授業終了後から午後5時まで（延長午後6時まで）、校庭開放が始業前1時間と授業終了後から午後5時まで（冬季期間は短縮あり）、図書室開放が水曜日の授業終了後から午後5時までとする。土曜日及び長期休業中は、教室開放が午前9時から午後5時まで（延長午後6時まで）、校庭開放が学校により時間帯が異なる、図書室開放が長期休業中の水曜日及び土曜日の午後1時から5時まで（学期中の土曜日は午前9時から午後5時まで）とする。

(5) 運営主体

新しい子ども施設の運営は、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが可能であり、適正な雇用が可能な団体が望ましい。そのため、従来の地域子ども館事業と学童クラブ事業を市が公益財団法人武蔵野市子ども協会に委託する。

(6) 保護者、学校、地域その他の機関との連携

(ア) 保護者との連携

保護者との信頼関係を築くように努める。保護者からの相談があった場合は、必要に応じて他の相談機関につなげる。学童クラブ事業では、児童の様子を連絡帳、クラブだより、保護者会を通じて保護者に伝えるとともに、必要に応じ個人面談を行うなど、積極的に保護者との信頼関係を築き、家庭と連携して育成できるよう努める。

(イ) 学校との連携

定期的に学校との情報交換を行うとともに連携を図る。特に、配慮が必要な児童・家庭への対応については、学校との連携を密にする。非常時・災害時に学校との連携による対応ができるように、安全・安心に向けた体制を構築する。

(ウ) 地域その他機関との連携

運営協議会（仮称）を中心に地域の人たちと広く交流を図り、新しい子ども施設を理解してもらうとともに、地域の協力を得て児童を見守ることができるよう努める。また、運営協議会（仮称）やボランティア団体等を通じて地域と学童クラブ保護者との関わりを深める。

新しい子ども施設のイベントの実施は、館長・スタッフを事業実施責任者として位置づけ、参加者の負担を軽減し、新たなボランティア団体・個人の参加を促進し、プレーパークや様々な地域団体・機関と連携して推進する。

(7) 障害児の受け入れ

学童クラブ事業では、対象児童を、障害の程度が概ね軽度及び中程度で、集団生活に適応することができ、かつ、社会性の向上及び心身の発達を期待することができるものとする。また、保護者又はこれに代るべき者の送迎によって、通所可能なものとする。障害のある子どもや特別な支援を要する子どもへの対応については、障害児育成相談員や児童厚生員との連携の下に相談支援機能を充実させる。

(8) 運営上の留意事項

(ア) 安全対策・緊急時対応

① 事故やけがの防止と対応

日常生活・遊びの中で起きる事故やけがを防止するため、室内及び屋外の環境との安全性について日常的に点検し、必要な補修等を行うとともに、発生

時の対応策として傷害・賠償責任保険に加入する。

安全対策マニュアルを作成し、事故やけがが発生した場合の対応・連絡について、職員・スタッフに周知徹底する。

② 衛生管理

感染症などの予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設設備衛生管理を徹底する。学童クラブ事業では、日々の育成プログラムの中で提供するおやつ等の衛生管理を徹底する。

③ アレルギー対応

学童クラブ事業におけるおやつ提供や、全児童を対象とするイベント時の食べ物提供に際しては、児童の安全を配慮し、対応する。なお、おやつの提供については、市が費用徴収を行う等見直しを検討していく必要がある。

④ 児童虐待等への対応

虐待の疑いがある場合には、子ども家庭支援センター等の機関へ報告するとともに、連携した対応を図る。

(イ) 防災・防犯対策

① マニュアルの策定

震災等災害や犯罪発生時に適切な対応がとれるようにマニュアルを策定し、学校等との情報共有に日頃から努める。特に学校とは連携し、対応を行う。

② 定期的な避難訓練

定期的に地域子ども館事業、学童クラブ事業合同の避難訓練等を行う。

③ 地域ぐるみの安全確保

地域の関係機関・団体等と連携した取組に努める。

④ 緊急連絡システム（メール配信サービス）の活用

緊急連絡システムを活用して災害情報や不審者情報などを関係者と共有する。

(ウ) 要望、苦情の対応

新しい子ども施設では、利用者である児童や保護者の意見や地域住民等の要望を取り入れることに努める。事業についての要望や苦情については、対応の手順を整備し、迅速かつ適切な対応に努める。

(エ) 子どもの権利擁護、法令順守

子どもや保護者への人権の配慮、守秘義務、個人情報保護等について遵守する。

(オ) 職員の労働環境の設備

安全面や事業の円滑な運営のために、常時複数の職員（スタッフ含む。）を配置する。労働実態や意向を把握し、職員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める。

おわりに

本協議会において、第1期協議会で示された武蔵野市の小学生の放課後施策の課題と方向性について議論を重ね、これまで武蔵野市で取り組まれてきた地域子ども館事業と学童クラブ事業の連携を一層推進し、機能充実を目指す上で児童館で担ってきた遊びの提供や専門的な相談支援といった機能も付加した新たな総合的子ども施設のあり方についてまとめた。

協議会で検討を進めてきた新しい子ども施設は、保護者、学校、地域と連携して子どもの遊びと生活を支援し、包括的に地域の小学生の放課後生活を担う理想的な小学生の放課後の居場所となっていくものである。

この新しい子ども施設の実現を目指すにあたっては、地域子ども館事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化を図り、さらに総合的で連携のとれた効率的な運営を展開していくことが求められてくる。運営主体の一体化、事業の協働化による小学生の放課後施策の質及びサービスの向上や効率的な事業運営が肝要となる。そのため、武蔵野市の子ども施策を包括的に実施している法人である公益財団法人武蔵野市子ども協会へ事業委託することが決定されている。

今後は、新しい子ども施設について検討をする中で、多くの意見が出された障害児など支援や配慮が必要な児童への対応強化に早急に取り組まれるとともに、26年度から協議会での検討を反映する形で一部試行実施されている地域子ども館及び学童クラブの合同職員打合せや児童厚生員の地域子ども館及び学童クラブへの巡回等を引き続き実施することにより、新しい子ども施設で備えるべき機能を高めることが当面の課題となろう。

最後に、平成28年4月以降に実施予定されている子ども協会への委託の過程の中で本協議会で提案する新しい子ども施設が実現されることを期待する。

<参考資料>

1 武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に基づき、武蔵野市立小学校に在籍する児童又は武蔵野市に住所を有し、かつ、武蔵野市以外の者が設置する小学校に在籍する児童（以下これらを「小学生」という。）の放課後施策に係る事業の在り方について協議するため、武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 小学生の放課後施策全般に関すること。
- (2) 武蔵野市地域子ども館事業（武蔵野市地域子ども館事業実施要綱（平成14年10月4日適用）に規定する武蔵野市地域子ども館において実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (3) 武蔵野市学童クラブ事業（武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）に規定する武蔵野市学童クラブにおいて実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (4) 武蔵野市立桜堤児童館事業（武蔵野市立児童館条例（昭和44年4月武蔵野市条例第9号）に規定する武蔵野市立桜堤児童館において実施する事業をいう。）に関すること。
- (5) 武蔵野市地域子ども館事業、武蔵野市学童クラブ事業の連携その他の小学生の放課後施策に係る事業の連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小学生の放課後施策の推進のために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員13人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体を代表する者
- (3) 子育てサービスの利用者
- (4) 教育の関係者
- (5) 公募による者
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、委員長とする。

3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会は、必要があるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員の人数は若干名とし、協議会の委員及び市職員の中から委員長が協議会に諮って指名する。

3 専門部会は、協議会により付議された事項について、調査し、又は審議し、協議会に報告する。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、それぞれ部会員のうちから互選する。

5 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

2 第2期武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会審議経過

回数	開催日時	会場	内容
第1回	平成24年11月15日 19時～21時	武蔵野商工会館 4階市民会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長選出 ・協議会の運営案について ・地域子ども館事業の報告について ・第1期小学生の放課後施策推進協議会報告書及び平成23年度学童クラブ土曜日開所試行の検証 ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証
第2回	平成24年12月18日 19時～21時	武蔵野スイング ホール10階 スカイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証
第3回	平成25年2月4日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証 ・平成25年度学童クラブ土曜日開所の方向性 ・地域子ども館あそべえと学童クラブの運営主体の一体化のイメージ
第4回	平成25年4月15日 19時～21時	武蔵野商工会館 4階市民会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証 ・中間とりまとめに向けた討議要綱のたたき台
第5回	平成25年5月13日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証 ・中間とりまとめ骨子案
第6回	平成25年6月12日 19時～21時	武蔵野総合体育館 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度学童クラブ土曜日開所についてのバージョンアップ案 ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証 ・中間とりまとめ素案
第7回	平成25年7月8日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証案 ・中間とりまとめ案
第8回	平成25年9月24日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめ ・運営主体の一体化に向けた職員体制の検討について ・企画運営会議について ・平成24年度学童クラブ土曜日開所試行の検証
第9回	平成25年11月5日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の討議の進め方について ・育成のあり方（新しいこども施設のガイドライン）について
第10回	平成25年12月11日 19時～21時	武蔵野スイング ホール10階 スカイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・育成のあり方について ・平成26年度運営主体の一体化の試行について
第11回	平成26年1月22日 19時～21時	武蔵野スイング ホール10階 スカイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・育成のあり方について
第12回	平成26年2月17日 19時～21時	武蔵野商工会館 4階市民会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・育成のあり方について

回数	開催日時	会場	内容
第13回	平成26年3月6日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・育成のあり方について ・企画運営会議のあり方について ・平成26年度運営主体の一体化に向けた試行について
第14回	平成26年4月22日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・育成のあり方について ・ニーズ調査等に基づいた学童クラブへの小学校高学年児童の受け入れ対応について ・平成26年度運営主体の一体化に向けた試行計画(案) ・企画運営会議のあり方について
第15回	平成26年5月23日 19時～21時	武蔵野公会堂 2階第1・第2 合同会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度運営主体の一体化に向けた試行計画(案)について ・企画運営会議のあり方について
第16回	平成26年6月30日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) ・企画運営会議の今後のあり方について ・報告書素案
第17回	平成26年7月16日 19時～21時	武蔵野市役所 4階412会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) ・企画運営会議の今後のあり方について ・報告書(素案)
第18回	平成26年9月17日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書素案
第19回	平成26年10月20日 19時～21時	武蔵野プレイス 4階フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(最終案)について
第20回	平成26年10月27日 19時～21時	武蔵野総合体育館 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(最終案)について

3 第2期武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

	区 分	委員名	団体等
1	学識経験者（2名）	西郷 泰之	大正大学人間学部アーバン福祉学科教授。目黒区新たな児童の放課後対策を考える懇話会会長。世田谷区子ども青少年問題協議会副会長。豊島区等の次世代育成支援地域協議会会長。NPO法人プレーパークせたがや理事長。
2		松田 恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授。文部科学省生涯学習政策局生涯学習調査官。東京都放課後子供教室推進委員会委員。小平市、小金井市でモデル事業に関与。
3	地域活動団体（4名）	井澤 由紀子	地域子ども館代表者会議代表
4		高橋 淳子	武蔵野市青少年問題協議会二地区委員長
5		小出 正彦	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会会長 (平成24年11月15日～平成25年5月12日)
		秋山 聡	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会副会長 (平成25年5月13日～平成26年3月31日) 武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会会長 (平成26年4月1日～平成26年10月31日)
6		松田 多恵子	児童館事業推進会議
7	サービス利用者（1名）	小川 靖史	武蔵野市学童クラブ連絡協議会
8	教育関係者（2名）	飯田 信夫	武蔵野市立千川小学校校長
9		河村 祐好	武蔵野市立第四小学校副校長 (平成24年11月15日～平成25年3月31日)
		押本 純樹	武蔵野市立本宿小学校副校長 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
		藤野 美由紀	武蔵野市立第五小学校副校長 (平成26年4月1日～平成26年10月31日)
10	公募市民（1名）	井原 高地	公募市民
11	行政関係者（2名）	青木 稔	子ども家庭部長 (平成24年11月15日～平成25年12月31日)
		大杉 由加利	子ども家庭部長 (平成26年1月1日～平成26年10月31日)
12		高橋 良一	教育部長 (平成24年11月15日～平成25年12月11日)
		竹内 道則	教育部長 (平成26年1月1日～平成26年10月31日)

事務局 児童青少年課
委員 12名
任期 平成24年11月15日～平成26年10月31日

第2期小学生の放課後施策推進協議会 報告書
～夢や希望にあふれる子ども、武蔵野市を愛する子ども、地域としっかりと
つながる子ども、たくましくしなやかな子どもを育むために～

平成 26 年 10 月

編集・発行／武蔵野市子ども家庭部児童青少年課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話 0422-60-1853